

# 小平市ソーシャルメディア運用ポリシー

令和5年10月31日  
企画政策部秘書広報課

## 1 目的

小平市では、広報活動のさらなる充実を図るため、従来からの市報こだいら及び小平市ホームページなどに加え、ソーシャルメディアを活用した情報発信を行う。この運用ポリシーでは、ソーシャルメディアを有効な情報提供媒体として運用するに当たり、利用者に誤解や混乱を生まないう、必要な事項を定めるものとする。

## 2 適用するソーシャルメディアの種類

この運用ポリシーを適用するソーシャルメディアは、X、フェイスブック並びにユーチューブとする。

## 3 Xに関する事項

市がXを運用するに当たり必要な事項は、次の各号に定めることとする。

### (1) アカウント管理

この運用ポリシーにおいて運用するアカウントは、小平市として企画政策部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）が取得し、その管理及び運営については同課長または同課長が指定した担当者が行う。

#### ① 小平市公式Xアカウント

ユーザー名 kodaira\_tokyo

アカウント名 プチ田舎 東京都小平市

アカウントURL [https://twitter.com/kodaira\\_tokyo](https://twitter.com/kodaira_tokyo)

#### ② 小平市市長室公式Xアカウント

ユーザー名 hisyo\_kodaira\_tokyo

アカウント名 東京都小平市市長室

アカウントURL [https://twitter.com/hisyo\\_kodaira\\_tokyo](https://twitter.com/hisyo_kodaira_tokyo)

### (2) アカウントの証明

秘書広報課長は、小平市を名乗って情報を発信している偽の発信者（以下「なりすまし」という。）による虚偽の情報の流布を防止するため、公式Xアカウントの認証を取得し、アカウントURLを小平市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載することで、市が情報を発信するものであることを証明するものとする。なお、なりすましを発見した場合は、市ホームページにおいてなりすましアカウントが存在することの注意喚起を行い、必要に応じて当該アカウントを管理する運営者に削除依頼を行うとともに、報道機関へ情報提供などを行うものとする。

### (3) 運用ポリシー等の明示

秘書広報課長は、市ホームページでアカウントの運営主体、アカウント及びアカウント名、情報発信する内容並びにその方法を明示する。

### (4) 情報発信する内容

① 小平市公式Xアカウントで情報発信する内容は、次に掲げる事項とする。

ア 市ホームページ上または市メールマガジンに緊急防災情報として掲載された記事

イ 市ホームページ上にア以外の感染症の流行や重大な事件事故、その他市民や市内滞在者の健康、生命、生活、財産等に影響を与える可能性がある情報として掲載された記事

ウ 市が主催するイベント等の情報のうち、秘書広報課長が掲載する必要があると判断した情報

エ 市内風景、設置物等、市の魅力の一つとして紹介すべき情報のうち、秘書広報課長が掲載する必要があると判断した情報

オ 市内または近隣地域の情報や市以外の団体等が主催するイベント等の情報のうち、秘書広報課長が掲載する必要があると判断した情報

カ その他秘書広報課長が市民にとって有益な情報であると判断した情報

② 小平市市長室公式Xアカウントで情報発信する内容は、市長の活動状況の紹介や、市長メッセージ等とする。

(5) 運用する時間等

原則として、12月29日から1月3日までの年末年始、及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時等や情報発信の内容によっては、この限りではない。

(6) 個別メッセージへの対応等

原則として返信への個別の対応は行わないものとし、市民からの問合せ、意見及び苦情の受付は、従前の方法によるものとする。

また、市民に有益な情報を提供することができると秘書広報課長が判断した場合は、公式アカウントを確認することができる国、都道府県、市区町村その他の機関等が運用するアカウントに係る情報発信を引用して発信することができる。

(7) アカウントの停止または削除

秘書広報課長は、システム上の不具合や虚偽の情報等が大量に発信される等、継続して本アカウントを運用することが困難な状況となった場合は、市ホームページにその理由を明示した上でアカウントを停止または削除することができる。

#### 4 フェイスブックに関する事項

市がフェイスブックを運用するに当たり必要な事項は、次の各号に定めることとする。

(1) アカウント管理

この運用ポリシーにおいて運用するフェイスブックのアカウントは、小平市として秘書広報課長が取得し、その管理及び運営については同課長または同課長が指定したフェイスブック担当者が行う。なお、アカウントは、koho.kodairacity、フェイスブックページ名は、プチ田舎東京都小平市、アカウントURLは、<https://www.facebook.com/koho.kodairacity/>とする。

(2) アカウントの証明

秘書広報課長は、なりすましによる虚偽の情報の流布を防止するため、市が運用するフェイスブックのアカウントURLを市ホームページに掲載することで、市が運用するフェイスブックであることを証明するものとする。なお、なりすましを発見した場合は、市ホームページにおいてなりすましアカウントが存在することの注意喚起を行い、必要に応じて当該アカウントを管理する運営者に削除依頼を行うとともに、報道機関へ情報提供などを

行う。

(3) 運用ポリシー等の明示等

秘書広報課長は、市ホームページでフェイスブックアカウントの運営主体、フェイスブックアカウント及びアカウント名、フェイスブックに掲載する記事の内容並びにその方法を明示するとともに、市ホームページに明示したアカウントのフェイスブックの基本データ欄に、市ホームページのフェイスブックに関する記述をしたページへのリンクを貼付する。

(4) 掲載記事の内容

フェイスブックに掲載する内容は、次に掲げる事項とする。

- ① 市ホームページ上または市メールマガジンに緊急防災情報として掲載された記事
- ② 市ホームページ上に①以外の感染症の流行や重大な事件事故、その他市民や市内滞在者の健康、生命、生活、財産等に影響を与える可能性がある情報として掲載された記事
- ③ 主催するイベント等の情報のうち、秘書広報課長がフェイスブックに掲載する必要があると判断した情報
- ④ 市内風景、設置物等、市の魅力の一つとして紹介すべき情報のうち、秘書広報課長がフェイスブックに掲載する必要があると判断した情報
- ⑤ 市内または市外近隣地域の情報や市以外の団体等が主催するイベント等の情報のうち、秘書広報課長がフェイスブックに掲載する必要があると判断した情報
- ⑥ その他、秘書広報課長が市民にとって有益な情報であると判断した情報

(5) 記事掲載手順

市報に掲載される記事または市ホームページ上に掲載される記事若しくは企画政策部秘書広報課において作成する記事のうち、4(4)の①から⑥までのいずれかに該当する記事であると秘書広報課長が判断した場合は、同課長またはフェイスブック担当者がCMS等を使用して作成し、掲載する。

(6) 記事を掲載する時間等

フェイスブックへの記事の掲載は、原則として、12月29日から1月3日までの年末年始、及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時等や記事の内容によっては、この限りではない。

(7) コメント及びメッセージに対する回答の取り扱い等

コメント及びメッセージに対する回答は、原則として行わないものとし、市民からの問合せ、意見及び苦情の受付は、従前の方法によるものとする。ただし、書き込まれたコメントの内容が、他の閲覧者に誤解を与える可能性があるなどの理由により、訂正または釈明が必要な場合には、回答するものとする。

(8) 記事の削除

書き込まれたコメントが、次に掲げる内容に該当すると秘書広報課長が判断した場合は、ただちに削除する。

- ① 法令等に違反しまたは違反するおそれがある
- ② 特定の個人、団体等に対する誹謗、中傷または名誉若しくは信用を傷つけるおそれがある
- ③ 個人のプライバシーを侵害するおそれのある
- ④ 政治、宗教等の活動、広告、宣伝または営業を目的とする
- ⑤ その他、市が不適切と判断したもの

(9) フェイスブックの停止または削除

秘書広報課長は、システム上の不具合や虚偽の情報等が大量にコメントされる等、継続してフェイスブックを運用することが困難な状況となった場合は、市ホームページにその理由を明示した上でフェイスブックを停止または削除することができる。

## 5 ユーチューブに関する事項

市のユーチューブを運用するに当たり必要な事項は、次の各号に定めることとする。

### (1) アカウント管理

この運用ポリシーにおいて運用するユーチューブのアカウントは、小平市として秘書広報課長が取得し、その管理及び運営については同課長または同課長が指定したユーチューブ担当者が行う。なお、アカウントは、his yokoho@city.kodaira.lg.jp、チャンネル名は、プチ田舎 東京都小平市、アカウントURLは、

<https://www.youtube.com/channel/UCp9YZtjCNcG0q3fQ1ln31Xg> とする。

### (2) アカウントの証明

秘書広報課長は、なりすましによる虚偽の情報の流布を防止するため、市が運用するユーチューブのアカウントURLを市ホームページに掲載することで、市が運用するユーチューブであることを証明するものとする。なお、なりすましを発見した場合は、市ホームページにおいてなりすましアカウントが存在することの注意喚起を行い、必要に応じて当該アカウントを管理する運営者に削除依頼を行うとともに、報道機関へ情報提供などを行う。

### (3) 運用ポリシー等の明示等

秘書広報課長は、市ホームページでユーチューブアカウントの運営主体、ユーチューブアカウント及びアカウント名、ユーチューブに掲載する動画の内容並びにその方法を明示するとともに、市ホームページに明示したアカウントのユーチューブの基本データ欄に、市ホームページのユーチューブに関する記述をしたページへのリンクを貼付する。

### (4) 掲載記事の内容

ユーチューブに掲載する内容は、次に掲げる事項とする。

- ① 市内風景、設置物等、市の魅力の一つとして紹介すべき情報のうち、秘書広報課長がユーチューブに掲載する必要があると判断した動画
- ② その他、秘書広報課長が市民にとって有益な情報であると判断した動画

### (5) 動画掲載手順

5(4)に該当する動画であると秘書広報課長が判断した場合は、同課長またはユーチューブ担当者が作成または編集し、掲載する。

### (6) 動画を掲載する時間等

ユーチューブへの動画の掲載は、原則として、12月29日から1月3日までの年末年始、及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時等や動画の内容によっては、この限りではない。

### (7) コメント及びメッセージに対する回答の取り扱い等

コメント及びメッセージに対する回答は、原則として行わないものとし、市民からの問合せ、意見及び苦情の受付は、従前の方法によるものとする。ただし、書き込まれたコメントの内容が、他の閲覧者に誤解を与える可能性があるなどの理由により、訂正または釈明が必要な場合には、回答するものとする。

### (8) 記事の削除

書き込まれたコメントが、次に掲げる内容に該当すると秘書広報課長が判断した場合は、ただちに削除する。

- ① 法令等に違反しまたは違反するおそれがある
  - ② 特定の個人、団体等に対する誹謗、中傷または名誉若しくは信用を傷つけるおそれがある
  - ③ 個人のプライバシーを侵害するおそれのある
  - ④ 政治、宗教等の活動、広告、宣伝または営業を目的とする
  - ⑤ その他、市が不適切と判断したもの
- (9) ユーチューブの停止または削除

秘書広報課長は、システム上の不具合や虚偽の情報等が大量にコメントされる等、継続してユーチューブを運用することが困難な状況となった場合は、市ホームページにその理由を明示した上でアカウントを停止または削除することができる。

## 6 その他の事項

- (1) このポリシーに定めるもののほか、必要な事項については、秘書広報課長が別に定める。
- (2) 市は、閲覧者が市のX、フェイスブック並びにユーチューブの掲載情報を利用または信用したことにより、閲覧者または第三者が損害を被った場合について、いかなる場合でも一切の責任を負わないものとする。
- (3) 市は、市のX、フェイスブック並びにユーチューブに関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 市は、予告なく運用ポリシーの変更、X、フェイスブック並びにユーチューブの運用方法の見直しまたはアカウント若しくはフェイスブックの停止若しくは削除をすることができる。